

# 一般家庭による刈草・剪定枝持込申込書

下記のとおり、刈草・剪定枝の搬入を申込みます。

持込年月日	令和 年 月 日
住 所	ときがわ町大字
氏 名	
電話番号	
品 目 及び 数 量	
搬入車両	乗用車 ・ ワゴン ・ トラック ・ 軽トラ ・ その他( )

・受付基準に合わないもの、受入不可のもの、枝と刈草の分別ができていない場合については、お持ち帰りいただきます。

※受付基準などについては、裏面参照。

(以下役場記入欄)

受付日	令和 年 月 日
受付時間	時 分
受付者	

※搬入時に本票を必ず係員に渡してください。



受 付 毎月第2・第4火曜日 ※祝日を除く

受付時間 午前9時～11時まで  
午後1時～3時まで

受付基準 直径5cm、長さ2mまで

受入不可

- ・ とげのあるもの(ゆずやバラ、ピラカンサスなど)
- ・ シュロ
- ・ 木の根

《搬入の際は次の点に注意してください》

- ・ この受入施設は、今までごみステーションに出されていた刈草や枝等の減量を目的としています。山林や農地に生えた枝・葉・刈草の持込みはできません。
- ・ 受入れた木の枝はチップ化するため、必ず木の枝と刈草を分別してから搬入してください。
- ・ 草についた土などをよく落としてから搬入してください。